

(五八九)

○政府委員(山澤利作君) この法律は二十五年年度以降に適用するのでありますから、その前の災害というのではおかしいのでありますが、二十五年年度からこの法律を適用するのでありますから、今おつしやいました地震を契機として、その後には段々現われて来る被害につきましては、すでに現われたものも及び今後生ずることになりますものも同様に国庫助成の対象になるわけであ

ります。

○委員外議員(久松定武君) そりする
とあらゆる地盤沈下というのほすべて
特別の立法はなされない、これによつ
てやつて行く、こういうことになりま
すか。

○政府委員(山添利作君) この法案に
含まれると考へております。

○委員外議員(久松定武君) どうぞ一
つ政府当局の方々も、是非愛媛県のこと
も十分御考慮を頂きたい、こう存じ
ます。私の質問はこれで打ち切ります。

○委員外議員(橋見義男君) 久松さんの御
質問になつた御趣旨は、一昨日の委員
会でも申上げたようにこういうことな
んです。南海震災で非常に損害を受け
た、それについて従来八割五分乃至九
割の補助が農地及び農用施設に講ぜ
られて来ておつた。ところが愛媛県だ
けはこの表にもないようになつた。そ
う被害が段々と出て来たために、当
時補助の対象になつた高知その他の県
に比べて補助の割合が少い、そこで不
公平じゃないか、こういうのが一昨日
も出た問題なんです。それに対して政
府の方の御答弁は、成程程さうだ、併
し現在愛媛県に起つておるような昭和
二十三年の地盤沈下、それから二十四
年の高潮災害、こういうものに対する
補助は、現在愛媛県にやつたと同じよ
うに高知或いは他の四国の県において
も同様に農地五割、農用施設六割五
分というふうによつておるので、特に
愛媛だけにするのが悪いとか或いはい
いかという問題ではなくて、この問
題は四国全体を通した問題であり、而
も二十三年、二十四年と引續いてやつ
ておるので、この法律は大体従来と同
じようなことを継続して行く建前にし

ておるのだから、それに過去の分につ
いての補助率を上げるといふ通つては
困難であると同時に昭和二十五年に
おいても同様に困難である。併しそれ
は愛媛県だけではなくて同様の取扱に
おいて他の府県もやつておるのだから
まあ我慢して貰いたい、こういう政府
の答弁であつたのです。一応その政府
の御答弁は諒とせられぬのですが、併
し最初に申上げたように、たゞ被害
が緩慢に後から起つて来たために、
他の県の補助率八割五分乃至九割とい
うものに比べていかにも不公平に聞え
る、こういうことなのである。従つて
地盤沈下の点は勿論、愛媛県のみなら
ず徳島、香川、高知にもあつたと思
いますが、特に愛媛が被害が大きく、而
も補助を受ける恩恵の度合が薄いとい
ふことになるので、この問題について
特に先般本会議で決議が行われ、農林
大臣からもその点については十分に善
処をしたい、こういうような答弁もあ
つたような次第で、従つてこの問題に
ついては建設、厚生及び農林の各委員
会で、選挙が済みましたらそれらの
委員会から専門員等も派遣をしてよく
実情を調査し、できるだけこの災害復
旧の対策については努力をする、こう
いうふうによつておるのです、政府
においても特にその点は十分頭に置い
て頂いて御盡力を賜わりたい、かよう
に思います。

○政府委員(横川信夫君) 一昨日の委
員会におきまして間違つた説明を申上
げたのであります。と申しますのは、
林業用施設の復旧につきましては、当
年度の発生にかかるとは全額の特例
による、従来のもものはこの法律によ
るというふうによつて御説明申上げたのであり

ます。これは誤りでありまして、私の
考へ違ひであつたのでありまして、誠
に御迷惑をおかけいたしましたのであり
ます。委員長初め委員方のお話の通り
に、当年度に発生いたしましたものをこの
法律で事業をいたしまして、爾余の、
従来のもものは従来行なつておるもの
の補助規定によつて事業をして参るとい
うふうになつておりました、大変御迷
惑を掛けて済みませんでした。

○委員外議員(橋見義男君) 外に御質疑あ
りませんか。

○小川久義君 この法律で施行後やる
ことは分りますが、過去のやつたこと
と二つに分れますと、過去のやつたこと
つかられる處れがある。特に富山県で
この間実情を見て来たんですが、下新
川郡の片貝谷村が山崩れになりまして
人家が七、八軒も埋まり農地が埋つた。
それをやつて見ると金が出てくるとい
ふと云つておる。而も山の諸々に亀裂を
生じまして、あの山が根こそぎ出て来
てしまつた場合にはこの村は全部潰れ
てしまふ、埋つてしまふという危険な
状態になつておる。この間林野庁に行
つて、直ちに技術家を派遣して貰うよ
うに言つて来ましたが未だに派遣して
いない。それから同じ下新川郡の宮崎
村というのがあるんですが、その田
圃が沈下した、農地の沈下があり、一
眼見ても分るのでありまして、この法
律の境目が古い奴がほつかられる處れ
がある。これに対しては十分政府の方
でも法律が出たら法律施行後のやつは
急がれて、そうして過去のものはほつ
かられるということにならんように特
に御配慮願ひたい。今申上げた二
つに対してはどういう恰好になつてお
りますか。お分りになる方があれば御

説明願ひます。

○政府委員(横川信夫君) この法律の
審査の途中におきまして、私共とい
しましては只今お話のように新しくで
きます災害につきましては、この法律
に取入れて参るといふことを主張して
参つたのであります。只今のお話の
ような地盤沈下というものは災害
予防であつて、災害防止施設の復旧と
いう解釈はできないといふので、従来
の補助規定によるということになつて
おります。只今小川さんのお話の、
現地調査は私共の技官が二十七日に出
発して調査に参つております。

○小川久義君 ところが補助がなくて
何もできないのです。復旧できないとい
うことはおかしいので、山が崩れて人
家が埋まつてしまふ、人も死んでおる。
そのくらのやつは復旧でなくして、
何ぞ予防といふのですか。

○委員外議員(橋見義男君) でそれから
はやり補助の対象としてやると言つ
ておるのです。

○小川久義君 ところがやるというの
は口ばかりで實際にはやつておらん。
又向うへ行つておる県から出張してお
る役人がそのように言つておる。現状
を見てはやらざるを得んが金がなくて
やれないといふことを、あすこに出張
員がおりますが、その出張員が涙で頼
んでおる有様で、口だけで金がなくて
工事かやれないといふわけなんです。

○政府委員(横川信夫君) 只今申しま
したように岩國という技官が二十七日
に出発いたしました。現地によく調査を
いたしまして、その結果によつてでき
るだけ早く復旧のできるような処置を
講じたいと思つております。

○小川久義君 何とかお願いいた
します。

○委員外議員(橋見義男君) 外に御質疑が
なければこれより農林水産業施設災害
復旧事業費国庫補助の暫定措置に關す
る法律案を議題にいたしまして討論採
決に入ります。

○農野繁雄君 先に来朝したシャウ
使節団は「中央政府は災害復旧に對す
る財政上の全責任を引受けてよいであ
らう」と勧告しており、災害復旧が国
家再建上最喫緊の要務であるに鑑みま
して、勧告の有無に拘わらず、政府は
災害の速かなる復旧に對し最善の努力
を拂うべきであるのでありまして、況
んや勧告がありまして以上、当然その
勧告に従うべきものと考へます。現に
別途提案せられております、昭和二十
五年度における災害復旧事業費国庫負
担の特例に關する法律案においては、
一般土木関係の復旧に對しては、全額
国庫が負担することになつてゐるので
あります。然るにひとり農林水産業施
設の復旧に關しては、部分的補助とな
つてゐることは全く了解に苦しむこ
ろであります。

災害復旧に關する昭和二十五年公
共事業費予算を見ましても、昭和二十
四年度に比べてその総額は増額してお
ります。併し農林水産業関係は減つて
ゐるのでありまして、この点から見ま
しても農林水産業が如何に恵まれてい
ないかを痛感するのであります。従つ
て農林水産業施設についてもシャウ使
節団の勧告に關し、他の災害復旧と同
様、全額国庫負担を以て必要な復旧が
速かに完成できるよう、速かに適当な
措置をなすべきであります。
本法案によりこれを農地及び農用
施設について見れば、国が行う補助率

しようなことを継続して行く建前にし
というふうには御説明申上げたのであり
りますか。お分りになる方があれば御
○小川久義君 何とぞお願いいた
施設について見れば、国が行う補助率

は第三條によつて今後農地関係十分の
五、農林用施設関係十分の六・五とな
ることになつておるのであります。こ
附則第二項によつて一部特例は設けら
れておりますから、今後異常な災害の
起つた場合にはその補助率は第三條の
低率に抑えられることになり、再考慮
せられたのであります。

災害復旧に對して從來のように陳情
これ努めなければならぬようなこと
は突に苦しいことでもありますから、
今後は本法の運用に遺憾なからしめ、
公正迅速且つ円滑に復旧が行なわれ
るに努むべきであります。

本法は以上申述べました外にも
いろいろ問題がありまして、この際政
府に對して再考を求めたいのでありま
すが、併し本法の成立によつて少
くも昭和二十五年に對しては大体前
年度の繰上りにおいて農林災害復旧に對
する国の責任が法制的に確定すること
なり、被災者においては一応安心して
復旧事業を進めることができることと
なるわけでありまして、政府におい
てできるだけ早い機会において前に述
べました点は勿論、その他についても
改正せられることを期待して本法に
賛成いたします。

○委員長(楠見義男君) 外に御発言も
なければこれより採決いたします。
農林水産省施設災害復旧事業費国庫
補助の暫定予算に関する法律案につ
きまして原案通り賛成の方の起立を求
めます。

【総員起立】
○委員長(楠見義男君) 総員起立、よ
つて本法は全会一致を以て可決するこ
とに決定いたしました。それでは例に
より順次御署名願います。

多教意見者署名
羽生 三七 池田宇右衛門
藤野 繁雄 岡田 宗司
門田 定蔵 柴田 政次
加賀 操 徳川 宗敬
山崎 恒 岡村文四郎

○委員長(楠見義男君) それでは本日
はこの程度で散会いたします。
午後六時二十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事

委員 羽生 三七君
池田宇右衛門君
藤野 繁雄君
岡田 宗司君
門田 定蔵君
柴田 政次君
岡井 淳一君
加賀 操君
徳川 宗敬君
山崎 恒君
岡村文四郎君
小川 久義君
久松 定武君

政府委員 農林事務官 山添 利作君
(農地局長) 横川 信夫君
林野庁長官

四月二十九日本委員会に左の事件を付
託された(予備審査のための付託は四
月二十七日)
一、競馬法の一部を改正する法律案
(案)
五月一日日本委員会に左の事件を付託さ

れた(予備審査のための付託は四月二
十八日)
一、農林水産省施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律案

昭和二十五年五月二十二日印刷

昭和二十五年五月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所